

土地改良区に係る検査について

パート7

千葉県農林水産部団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区検査の主な指摘事項とその改善方法を考えていきます◆

今回は「固定資産」についてとりあげます。土地改良区の会計基準における「固定資産」は、一般的な固定資産のイメージとはやや異なる面があります。ちょうど今、会計システムの導入を検討中の地区もあるかと思しますので、平成31年2月14日付けで新たに発出された土地改良区会計基準(以下「平成31年基準」という。)に沿って見ていきましょう。

【参考】土地改良区の諸規程類の体系(イメージ)



1 財産目録における「固定資産」

平成31年基準では、「財産目録は、当該事業年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならず、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部に分け、正味財産の額を示さなければならない」(第7財産目録)とされました。

それでは、貸借対照表の区分はどのようになっているのでしょうか。概要を以下に示します(一部省略)。

固定資産:資産のうち、土地改良区において継続的に使用することを目的として所有するもの

款	項	説明
基本財産	土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産と定めたもの	
	山林、宅地及びその従物	規約において基本財産として定めたもの
	備荒積立金	災害等による減収の補填又は災害等による応急復旧事業に充てるための積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	事業積立金	土地改良事業(特定資産の施設更新積立資産により行う更新等を除く。)等を行うために必要な積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	基本財産有価証券	規約において基本財産として定めた有価証券
特定資産	特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約を課した資産をいう。預金や有価証券等の金融資産に限られず、土地改良施設や土地等も含まれる。なお、下記以外に、具体的に必要積立目的がある積立金については、別途〇〇積立資産として科目を設定する。	
	所有土地改良施設※	土地改良区が所有する土地改良施設の工事費又は再調達価格を基礎として算定された取得価額とし、減価償却累計額を控除した額。
	土地改良施設用地等	土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等の取得価額
	水利権	土地改良区が所有する水利権の設定に要した費用
	受託土地改良施設使用収益権※	国、都道府県等が所有する土地改良施設(土地、地上権及び借地権等を含む。)を土地改良区が管理受託している場合における土地改良区の負担相当額。
	財政調整積立資産	年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金
	職員退職給付引当積立資産	職員の退職給付金に充当する積立金
	役員退任慰労金積立資産	役員の退任慰労金に充当する積立金
	転用決済金積立資産	農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、決済が行われた翌年度以降の土地改良事業に要する費用に充当する積立金
	施設更新積立資産	所有土地改良施設及び管理委託土地改良施設の更新費用等に充当する積立金(基本財産の事業積立金に充てる土地改良事業は除く。)
減債積立資産	借入金や区債などの長期負債の返済に充当する積立金	
建物等更新積立資産	土地改良区の事務所等の建物等の更新費用に充当する積立金	
その他固定	基本財産及び特定資産以外の固定資産	
	土地	土地改良施設用地等以外の土地改良区が所有する土地(地上権、借地権等も含む。)
	建物	土地改良区の事務所、倉庫等の建物及びその他建物附属設備並びに構築物(土地改良施設を除く。)
	機械及び装置※	工作又は作業用の機械及び装置(器具備品を除く。)で、減価償却累計額を控除した額。

資産	車両運搬具※	自動車、自動二輪車等の事業の用に供される車両及び運搬具で、減価償却累計額を控除した額。
	器具備品※	測定、検査及び修理用具等工具器具並びに家具、電気器具、事務機器及び什器等で、減価償却累計額を控除した額。
	リース資産	ファイナンス・リース取引で借手側に生じる資産
	ソフトウェア	土地改良施設の操作以外の用に供するソフトウェア(会計ソフト等)
	適正化事業拠出金	適正化事業費の事業実施年度当年度までに拠出されたもの
	長期未収賦課金等	過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収金
	出資金	土地改良事業団体連合会、農協等の関係団体への出資金及び有価証券のうち、流動資産の有価証券及び基本財産の基本財産有価証券を除く国債その他の債券
	その他固定資産	上記以外のその他の固定資産
	不納欠損引当金	長期未収賦課金等について、滞納処分を行った場合にあっては、時効が完成するまでに、当該長期未収賦課金等の全額を徴収することが困難である場合等の徴収不能見込額

別表第1(第1の5財務諸表等の科目関係)省略=款:繰延資産、項:附帯事業関連、建設仮勘定関連、差入保証金、目:全て
※「財務諸表に対する注記」が関連する項。

なお、原則的にはこの土地改良区会計基準の別表第1(第1の5関係)に基づき取引を分類することとされ、**みだりに項に属する勘定科目を新たに追加することがないように留意する必要があります。**

(平成31年基準『土地改良区会計に関するQ&A』Q1-10)

2 基本財産について(規約例第55条、56条関連)

財の集まりである財団法人(基金(通常取り崩さない)の運用益等で運営)であれば、基本財産は理解しやすいのですが、そもそも人の集まりである社団法人に近い土地改良区になじむ概念ではないこと、さらに「備荒積立金」「事業積立金」は処分が可能なので、ますます混乱が生じやすいです。

この際、予期しない災害等に対応する資金は、特定資産の財政調整積立資産とし、基本財産を持たない(=規約で規定しない)という選択もあるのではないのでしょうか。

3 引当金との関係(財務諸表等作成要領 p.21、p.25、p.206)

平成31年基準では、賞与引当金、職員退職給付引当金、役員退任慰労引当金以外は負債に計上しないこととなります。

土地改良区によっては、現在、財産目録において財政調整積立金(引当金)等として負債の部に計上されている場合がありますが、実際の負債ではないので資産の部(財政調整積立資産等)の計上のみで問題ありません。

なお、職員退職給付引当積立資産や役員退任慰労金積立資産は、対応する負債である職員退職給付引当金や役員退任慰労引当金の金額と一致していることが望ましい(任意)です。

それぞれ、計上するに当たっては、内規にて用途、積立限度額、積立、取崩及び管理の方法等をあらかじめ定めておく必要があります。

4 特別会計と積立金(後段:財務諸表等作成要領 p.160)

検査では、「金銭出納簿が整備されていない(〇〇積立金特別会計)」と指摘することがあります。そもそも積立金自体は、積立金台帳で管理すればよく、必ずしも特別会計を組む必要はありません。

特別会計を設置した場合、個別の会計単位で貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書及び収支決算書を作成した上で、それぞれの総括表を作成しなければなりません。会計のわかりやすさ、業務の省力化、役職員の負担軽減のためには極力特別会計を解消することが近道ではないでしょうか。

(3) (5) 出勤簿等(イメージ)

資料:宮古労働基準監督署ホームページ

出勤簿 平成 26 年 4 月 所属: 総務部 氏名: 宮古太郎

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		遅早欠勤	備考	印
				所定内	時間外			
1日	火	8:00	17:00	:	:	無		印
2日	水	8:00	17:00	:	1:30	無		印
3日	木	8:00	17:00	:	:	無		印
4日	金	8:00	17:00	:	2:00	無		印
30日	水			:	:	無	年休	印
31日	木	8:00	17:00	:	:	無		印
合計				:	4:30			

所定日数	出勤日数	欠勤日数	有給取得日数	休日出勤日数	特別休暇日数	遅早回数
22	21	0	1	0	0	0

(4) 年次有給休暇管理台帳(イメージ) (様式は「福井労働局 年次有給休暇管理台帳」でインターネット検索)

使用の際は色付き部分を入力してください (青色セル:必須入力項目、黄色セル:任意入力項目)

年次有給休暇取得管理台帳

										年度分	
雇入れ年月日		前年度繰越分		3.5 日	合計日数	15.5 日	1日の所定労働時間		7 時間 45 分	部門名	
令和 年 月 日				2 時間			時間単位年休1日の時間数		8 時間		
基準日		今年度付与分		12 日	2 時間	労使協定で定める時間単位年休を認める日数		2 日	氏名		
月 日							労使協定で定める計画的付与日数		1 日		

指定区分	取得する日時				請求・指定月日	使用者が時季変更した場合の日時				有給休暇の日数・時間数(実数)	残日数(時間数)	本人確認
	月 日から 月 日まで	月 日	月 日から 月 日まで	日	15.5 日							
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	時間	2 時間	
	月 日から 月 日まで	月 日	月 日から 月 日まで	日	15.5 日							
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	時間	2 時間	

(6) 個人の残業時間管理簿(イメージ) 千葉働き方改革推進支援センター提供

原則	2019/4/1 ~ 2020/3/31				OK	特別条項	OK
36協定の対象期間					OK	有無	有 OK
時間外労働の原則上限	月間	45時間			OK	発動回数	6回 OK
	年間	360時間			OK	年間の時間外労働の上限	OK
法定休日労働	回数	3回			OK	時間外+休日労働の上限(平均)	OK
	始~終業	9:00	~ 18:00			時間外+休日労働の上限(単月)	OK

青木基和	2020/04	2020/05	2020/06	2020/07	2020/08	2020/09	2020/10	2020/11	2020/12	2021/01	2021/02	2021/03
時間外労働	64	54	45	45	45	60	80	45	45	70	84	70
休日労働回数	3回	2回	1回	2回	1回	1回	1回	2回	2回	0回	0回	0回
休日労働	24	16	8	16	8	8	8	16	16	0	16	8
年度累計												
時間外+休日	88	70	53	61	53	68	88	61	61	70	100	78
2ヵ月		79	62	57	57	61	78	75	61	66	85	89
3ヵ月			70	61	56	61				64	77	83
4ヵ月				68	59	59					73	77
5ヵ月					65	61					76	74
6ヵ月						66					75	76
時間外のみ	64	118	163	208	253	313				333	637	707
100H超回数	0回	1回	0回									
45H超回数	1回	1回	0回	0回	0回	1回	1回	0回	0回	1回	1回	1回
特別条項発動回数	1	1				1	1			1	1	1
特別条項発動累積	1	2	2	2	2	3	4	4	4	5	6	7

ダメな管理の例
超えないように前月に抑制する
必要あり